平成２３年（フ）第１３５０号
札幌市白石区中央３条５丁目６番22―201号
債務者　間木平　満
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６３号
札幌市南区澄川４条１丁目２番34号　りら沼田401号
債務者　長屋　文子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６５号
札幌市白石区川北１条３丁目４番10号　岡本アパート
債務者　江良美代子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９０号
札幌市中央区南８条西４丁目422番地　オリエンタルエミネンス1010号
債務者　金田一英治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０５号
札幌市北区北33条西６丁目２番13―403号
債務者　小川　秀則
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４０号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番24―308号
債務者　小野八重子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７９号
札幌市北区北28条西５丁目２番７号　信和ハイツＢ―20号
債務者　柴田　弘幸
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８８号
札幌市東区北25条東３丁目３番６号　サンリバーハイツ102号
債務者　本田　　唯（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５６５号
札幌市豊平区福住３条10丁目10番15号　コーポクラークヒルＢ―101号
債務者　本間みゆき（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
北海道稚内市港１丁目１番12号
債務者　東海林直史
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第２１号
岩手県奥州市水沢区字日高小路28番地３
債務者　藤田　　敬
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３３号
岩手県奥州市水沢区泉町１番28号
債務者　小澤　あい
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３８９号
埼玉県入間市春日町２丁目３番11号
債務者　岡田　和生
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９０号
埼玉県入間市春日町２丁目３番11号
債務者　岡田　広美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４００号
埼玉県飯能市大字中藤上郷３番地７
債務者　門脇　衣美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０５号
埼玉県川越市野田町１―７―４、住民票上の住所埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番38号
債務者　島田　正一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０７号
埼玉県所沢市青葉台1337番地の１　ビッグ武蔵野小手指202
債務者　諸藤　智子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１８号
埼玉県入間市大字仏子1035番地１　２―502
債務者　柏葉　有子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部